

平成27年9月定例教育委員会会議録

- 1 期 日 平成27年8月20日(木)
- 2 場 所 南別館委員会室
- 3 開始時間 午後1時26分
- 4 終了時間 午後2時40分
- 5 出席者 小西委員長、赤松委員、中原委員、島津委員、黒木教育長  
その他の出席者  
児玉教育部長、杉元教育総務課長、久保田学校教育課長、新宮文化財課長、東教育総務課副課長、竹下教育総務課総括担当主幹

- 6 会議録署名委員 赤松委員、中原委員

7 開会

○小西委員長

定刻になりましたので、9月定例教育委員会を開催いたします。本日の議事の終了時間を2時35分を予定しております。その後、教育委員研修を予定しております。

8 前会議録の承認

○小西委員長

前会議録の承認ですが、お手元に届いております会議録につきまして、ご異議ございませんでしょうか。

それでは、前会議録を承認いたします。

9 会議録署名委員の指名

○小西委員長

本日の会議録の署名委員に、都城市教育委員会会議及び選挙等に関する規則第15条の規定により、赤松委員、中原委員をお願いいたします。

10 教育長報告

○教育長

それでは、今日は2件ほどご報告いたします。

1件は、お手元にご覧いただけますA4版の学校教育法の一部の改正に関する概要ということでございまして、ご覧いただけるでしょうか。

ご存じのように、小中一貫教育制度の導入に係る学校教育法の一部を改正する法律についてという通知が、7月30日付のものがまいりまして、それを少し抜粋してありますが、要するに、そこにありますように、小中一貫教育を実施することを目的とする義務教育学校制度を創設するというところでございます。これは、概要2のところを御覧いただけますと、設置者、設置義務については、教育上有益かつ適切であると認めるときは、義務教育学校の設置をもって小学校及び中学校の設置に代えることができる。公立の義務教育学校は地方自治法第244号の公の施設でありその設置については、条例で定めることを要する。これは今の学校と同じです。公の施設とうたってあります。目的並びに終了年限につきましては、そこにありますように、義務教育学校も小中一貫でございまして、9年間の過程なのです。通常は前期6年、後期3年としているのは今と変わらない。それは今までは小学校、中学校としていたのを前期6年、後期3年に区分するわけですけど、いわゆる教育上有益であると考えられる場合には、4-3-2であるとか、5-4の学年段階を取り入れることが可能であるとしています。

しかし、これは、前期後期の目的のための課程の変更ではなくて、カリキュラム編成上、工夫、指導

上の重点を設けるための便宜的な区分をしていくということで、そこにあるように例がありますけれども、独自の科目を受けたい、または、教科担任制等の導入ということによって、有益である考えられる場合に、そういう柔軟な区分ができるとしております。教職員につきましては、これは小学校、中学校と一緒になっていますので、いわゆる小・中の免許をもつことを原則とする。しかし、暫定措置としては、しばらくの間は、小学校、中学校、どちらの免許でもよろしいということが一応書いてございます。当分の間はということですが、小学校の教員免許状または中学校の教員免許状を有している者は、それぞれ、義務教育学校の前期または後期の教諭となることを可能としています。当分の間というのがどのくらいの期間かということとは明示されてはいないのですけれども、そうなった時には、両方の免許状が必要になります。

その他としては、3番目の丸のところは、教育課程特例を活用する学校教育が転出入する児童・生徒のきめ細かい対応に留意すること、これは何かというと、例えば、4-3-2でありますとか、5-4とかいう特別な特例を活用する学校においては、一般の小・中学校に転出したり転入したりすることがございますが、その時にちゃんときめ細かな対応を決めておいてくださいということです。

それからその下のところは、4番目の丸は、学校統廃合促進を目的にするものではないと断っておりますけれども、そういう意味で、義務教育学校の制度というのができますよという法改正があったということでございます。

2面を見ていただきますと、義務教育学校の制度、いわゆる2通りございまして、小中一貫の二つの類型がありますが、義務教育学校と小中一貫型小学校、中学校と二つあるわけですが、もちろん、普通の小学校、中学校もあります。これは、義務教育学校の場合は、9年一貫でございますので、いわゆる終了年限は9年ということになっています。ただし、小中一貫型は、小学校、中学校は今までと同じ形態です。教育課程については、義務教育学校の場合は、9年間の教育目標を設定しなさいと。それから、特例は、先ほどいったように、4-3-2でありますとか、5-4の特例を創設させることができますということです。小中一貫型は、カリキュラム上は9年間の継続した教育課程ですけれども、中学校の教員が特別な教科について5年生、6年生に教えるということが、可能になるものです。

それから、組織でございますけれども、義務教育学校の場合は、校長は一人、一つの学校ですので、校長は一人でございます。小中一貫型は学校ごとに校長がいますので、これまでの組織と変わらないということになります。施設については、一つの敷地内になければならないということではなくて、離れていても構いませんとあります。ですから、施設の一体、分離を問わず設置が可能となって、同じ敷地内になければいけないということはないです。ですから、変わりますのは、校長が1名で、小中一貫型だとそれぞれ校長がいる。そのかわり、4のところにありますように、副校長が義務教育学校の算定例というのを見てもらえるとわかりますように、校長は一人ですけれども、副校長が一人、前期課程に教頭が一人で、後期課程に教頭が一人いる形になります。

今後は、その1番下にありますように、10月に政令が公布されまして、省令が11月になりますけれども、平成28年1月には導入意向調査を行って4月1日には施行されます。

よろしゅうございますか。

これは以上でございます。

(2件目は、生徒の事故の詳細についてのため非公開)

#### ○委員長

学校教育法について私、何も知識がないのですが、最初の行の学校支援の多様化と弾力化を推進する

ためというのは、具体的にはどういう問題をどのようなほうへ変えていくということなのでしょうか。

○教育長

今、多様化というのは、普通の小中と今までのやりかたと、それから、授業カリキュラム上の問題もあり、中一ギャップという問題がありますが、そういうものを解消するために、小中一貫教育という考え方を入れているとしていたわけですが、それをもっと推し進めたものがいわゆる義務教育学校という形になろうかと思うのです。ですから今までずっと言われて続けていたもので大きいことは、教科の内容が非常に難しくなってきた、5、6年生になってくると、数学でありますとか、理科でありますとかになってくると、どうしても、小学校の先生の全科担任のやり方では難しいと。したがって、ある意味、中学校のような教科的な担任制度を導入しないと、なかなか難しいことがずっと言われて続けてはきたのですが、日本の場合は、制度がないのです。教科担任制度という制度がないので、どこかで制度をいじらないとできないようになってきているのではないかと思うのです。それで結局、そういう制度を導入するとすると、いってみれば54制にするかという問題もありますし、小中一貫型で、中学校の先生を小学校で5年生、6年生で授業をさせるという、そういう制度的改革をしないと、現実的には難しいということだろと思う。それ以外にも問題があるというか、小学校の一つのクラスを一人の先生が持って、発達の状況を見届けていくのと、中学校にいくといきなり教科担任でいうところ、そこ辺あたりも問題点があったのかと思う気がします。

例えば、隣の中国ですと、最初から専科、小学校1年生から専科で、国語は国語の先生が教えて、算数は数学の先生が教えるという形で、小学校時代からずっとそういうふうになっている国もあります。

これは赤松先生いかがですか。

○赤松委員

今、笛水小・中学校が小中一貫型になっているのですが、あくまでも制度上は、小学校と中学校であって、たまたま一緒にやっているという考え方です。このように制度が改正になると、小中免許状を持っている者が望ましいけれども、当分の間は、小中いずれかの免許状を保有していれば、指導することができるといことでしょうか。今、笛水小・中学校は、小学校、中学校のそれぞれの辞令が発令されて、そしてそれに加えて、兼ねて中学校の先生には小学校の勤務を命じ、小学校の先生には兼ねて中学校の勤務を命ずるという別業の辞令が一つずつ渡っていて、お互い垣根なしに指導ができるような状況で、兼務をかけることによって可能にしているのです。この制度が改革され、実施されると、それが自由にできるようになるということ。小学校6年生、中学校3年の課程を融合して一体的となったカリキュラムを作ることによって、より地域のその学校にあった指導が可能になるというそういう部分が大きく変わってくると思います。

○島津委員

当面は、その小・中学校それぞれの関係でということですが、両方持っていないで大丈夫ですよという書き方があるのですが、将来的にはそれをやっていた場合には、かなりの数の先生が両方の免許を持っていらっしやらないと、広くこういう制度を運営するためには支障が生じるのではないのでしょうか。

○赤松委員

今、教育免許法上では、中学校の免許を持っている先生が小学校可能なのは、例えば、中学校の数学を持っている先生は小学校の算数は指導できるのです。中学校の国語を持っている先生は小学校の国語は指導できるのです。そういう免許法の取決めで、かなり指導が弾力的になっております。しかし、今の免許法が改正される前は、音楽、美術、家庭、体育のみが小学校で可能だったのを、前回の免許法改

正から、上位免が下位免を教えることが可能になりました。高等学校の免許状を持っていたら、中学校の同じ教科が指導可能です。そういう改正がなされたのですけれども、今、委員のおっしゃるように、両方持っていることによって教育効果を上げるということが当然、必要になるわけですから、そういう免許状を持った人が今後採用されるようになる、そういう考えになってくるだろうと思います。

○島津委員

それを全県的にやるよという話かなと、今、現状はおそらく実際の部分がわかりませんが、中学の数学の専科を持っていらっしゃる先生のバランスと、小学校の免許しか持っていらっしゃらない先生など、人数のバランスがなかなかいっぺんにやるというのは難しいものがあるかと思います。

○教育長

県によっては、私がいた福井県みたいなところは、このこととは関係なく、採用試験の時に、小・中・高の全部の免許を持っていないと採用しないという、そういう県もあるのです。宮崎県みたいに、小学校は小学校で採用し、中学校は中学校で採用し、高校は高校で採用するという枠を作っているところももちろんあります。

○赤松委員

ほとんどの県が採用区分を別様にしています。小学校、中学校、高等学校、それぞれに別枠で採用しています。中学校などは各教科なのですけれども、福井県は一枠ですから、自分が実際、学校現場で配置される時にどこに行くかというのは、配置されてみないとわからない。すごく画期的と言えば画期的ですね。

○教育長

結局、福井県の場合はもともと人口が少ない、日本で下から二番目ぐらいに人口少ない。全県の人口が80万人しかないのです。宮崎県は100何万人ですか、だから、区分していくと子供が減ったり、学校が小さくなっていくと、先生を動かさないのです。例えば、小学校、中学校、高校と雇ってしまうと、減っていても先生方を異動させられないので、余ってくるわけです先生が。でも、福井県の場合は、小学校の先生を中学校にやったり、中学校の先生を小学校にやったりできるわけです、免許を持っているから。義務教育学校でなくても、異動する時に、中学校の教員を小学校に異動させる、小学校の教員を中学校に異動させる、高校に異動させることもできわけで、そういう融通がきくという面があるのと、専門的な力量が高い先生のほうが力量が高いので、高校までの免許を持っていますので、指導も特に難しい教科については、そういうところがうまく教えられるかどうかは別の問題ですけれども、先生の方の知識がたくさんある。だからその辺が、義務教育学校になったら、今、島津委員がおっしゃったように、小・中学校の免許を持っていることを前提に採用をします。小学校、中学校と区分してとつても、小・中の免許を持っている人を今度、義務教育学校にはやらないといけないので、すべてが義務教育学校になるかどうかはわかりませんが、そういう人が優先、ある程度の何%のところはそういう人をとらざるを得ないという部分があると思います。

○小西委員長

今のお話で、イメージとしてこれは、義務教育学校というのは、例えば、宮崎県がこのようになって、例えば、都城の場合に、この学校が義務教育学校になるというようなやり方なのですか。現在ある地域の学校がなくて、全市内的にそういう一つの学校ができるというイメージなのか。

○教育長

結局、まだどうなるかは全然わからないのですけれども、今、赤松委員がおっしゃったように、笛水などは小中一貫ということでやっています。実際は、小中一貫型の教育になります。校長は一人しかいませんので、だからそういう形で、本当は統廃合とくっつけてはいけないのだけれども、そういうとこ

ろがどうしても一貫型を、例えば、有水が一貫型を追求しています。やっていくとすれば、そういうところからでない、いきなり、市内の大きな学校を小中一貫とやるわけにはいかないのかということが考えられます。

○赤松委員

あくまでも、設置者、設置義務のところに書いてあるように、教育上有益かつ適切であると認める時は、小学校と中学校にかえて義務教育学校を設置できますよということなのです。しなければならないとかではなくて、あくまでもできる規定ですから、すべてしなければならないということではなくて、あくまでも教育上有益かつ適切であるという判断に立った時に、やりやすいルールになっているということですね。

○教育長

結局、一番懸念される場所は、受験に有利になるという可能性がここで出てきたりするのをはっきり言って一番困るわけです。例えば、早く中学校の段階を下のほうでどんどん教えていって、私立はそういう点が多いです。中学校3年生の時は、全部1年間は高校受験のための繰り返しをやるとか、そういうふうなことをやっては駄目ですよという意味で、なかなかそのところは難しい問題もあると思います。

それともう一つ、今言われているのは、子供たちの発達の節目というのがあって、小学校と中学校の発達の段階というのをどうとらえるかという問題がございます。そこはきちんと考えなさいと一応は言っているわけですがけれども、その辺をどうするかですね。そこが難しい。実際には、子供の発達段階をきちんと踏まえた上でのカリキュラムや指導のあり方をどうするかという問題としてあると思います。だから大きな学校でいきなりそれをやるのは、現実的には、かなり難しいですね。

○小西委員長

他に、よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

## 11 議事

○小西委員長

本日は、報告4件と議案1件の計5件となっています。

○小西委員長

それでは議案の第37号を、教育部長より概要の説明をいただきまして、あと、学校教育課長、文化財課長より詳細の報告をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○教育部長

それでは、議案第37号の平成27年度9月補正予算についてご説明します。

9月1日から、9月議会が招集になります。それに提案をしようとするものでございます。

開いていただいて1ページ、9月補正予算の歳入の部分です。まず、県の教育費の県補助金が50万円でございます。これは後ほど、学校教育課がご説明いたします。

指定寄附金が5万円ございました。これは、ソロブチミストが毎年図書館の児童書の購入の寄附がございまして。今回も同じような予算で歳入に計上しております。

それから、3番目の遺跡発掘調査事業委託収入、これは後ほど文化財課のほうから説明があると思います。民間開発の遺跡調査のための歳入ということになります。あわせて317万4千円が今回の歳入の補正になっております。

開いていただいて、今度は、補正予算の歳出の部分でございます。ゼロというところはほとんど組替

補正の部分でございまして、増額の分につきましては、下に書いてあります中学校の企業と連携したりサイクル活動推進事業、50万円の歳出、先ほどの県の補助金と連動した形で、これは後ほど学校教育課がご説明いたします。南屋敷跡発掘調査は文化財課でご説明いたします。高城生涯学習センターの管理運営費81万9千円を増額補正。

次の3ページをご覧くださいまして、図書館の充実。児童図書に5万円、購入のための予算を計上しております。島津邸が10周年事業のための組替補正を行っております。合わせて399万3千円を歳出の補正予算として計上しております。

それでは、細かく見ていきます。

教育総務課の分から、資料の7ページをご覧くださいと思います。

7ページの横書き、予算委員会説明書になります。資料の7ページです。よろしいでしょうか。

教育総務課の部分です。これは、都城教育の日の推進事業に関する経費ということで、今回、来年の2月20日、記念講演の講師の旅費等にかかるものです。これは、外務省、それから県の教育長お二人がおいでになるのですが、その分の旅費を計上するためにその他の委託料を減額して組替補正をしております。10万5千円です。委託料を10万5千円減額しております。

下の段の小学校管理費は、小学校に予算配当しておりますが、各学校の希望するもの、欲しいものを買うために、当初予算の組み替えをするものでございます。

内容としては、備品購入費とか、役務費に必要なものを計上するために、需用費を減額して、組み替えをしているというものでございます。毎年9月、12月、3月に学校の要望によって組替補正をしております。

8ページ、これも中学校管理費で、先ほどの小学校と同じような形で学校の要望に応じて組替補正をしております。内容としては、ここに書いてありますように、備品購入費を買いたいものではほかの予算を減額して、組替補正をしております。学校教育課については、後ほどご説明いたします。

文化財課はとばしまして、12ページの予算委員会説明書は、図書館の部分です。先ほど申し上げました国際ソロプチミスト都城様からの指定寄附金の5万円計上しております。この部分を児童用図書ということで、今、購入の計画をしているところでございます。

その次の13ページを開いていただきまして、都城島津家史料修復事業と10周年の特別展の開催事業の事業間の組み替えということで、8月の教育委員会で報告をしていると思いますが、合併10周年記念の平成27年度都城島津邸と美術館の合同展「雪舟ゆかりの絵師から現在作家まで」という企画展です。その中で、当初雪舟の絵を山口から借りる予定でしたが、予算が通ってからの依頼ということで、既に山口のほうは貸し出しが決っております、岡山の方から雪舟の絵を借りる、それに伴う搬送委託料、ほかの事業のほうを削ってここにもってきたということで組替補正になっております。

以上で説明を終わります。

○小西委員長

それでは、学校教育課長、お願いいたします。

○学校教育課長

学校教育課について説明いたします。

まず、歳入につきましては、4ページをご覧くださいまして、歳入が9ページ、10ページになりますので、ご覧いただければと思いますが、まず、歳入につきましては、4ページをご覧ください。

企業と連携したりサイクル活動推進事業補助金は、県のほうから100%補助がありまして、県内の小・中・高校から数校を指定して、地域内の企業、家庭、地域と連携を図った環境教育の実践研究ということを中心に取り組むための予算になります。

別途まとめた資料をまたご覧いただけますか。横長の補正予算説明資料をご覧いただければと思います。先ほど申し上げましたように、県の事業ということで、都城市では、中郷中学校がそれに取り組んでくれるということで、応募してくれました。内容は、先ほど説明いたしました、学校が中心になって、企業・家庭・地域の教育力を生かして、環境教育を展開するという、学校・家庭・地域の環境問題に対する関心を高め、児童・生徒の環境保全に対する実践的な態度を育てるという事業でございます。

主に、中郷中学校におきましては、住友ゴムと山田クリーンセンターと連携をしまして、講師派遣をしていただいたりとか、あるいは、生徒が実際にクリーンセンターを見学に行ったりとか、そういう関係の予算のために、県のほうから50万円補助をいただいてということで、指定期間は平成27年度、1年間ということであります。色々な取り組みをした結果等につきましては、中郷中のホームページとかで紹介をしていくということで、その成果を広げていくというような事業になります。そのための50万円ということで、歳入に計上しているところです。

続きまして、歳出についてご説明をいたします。

9ページをご覧いただきたいと思いますが、まず、9ページの上段になりますが、小学校の教材整備事業ということで、10ページは中学校の教材整備の事業ということで、それぞれ小・中別々に上げておりますが、消耗品費と備品購入費の組み替えということで、補正をそこでみております。合わせて、9ページの下段になりますが、小学校課題研究学校等の事業につきまして、これは祝吉小学校が県から指定を受けて、国語の研究に取り組んでおりますが、県のほうから旅費を必ず入れ込んでくれということで指示がありましたので、旅費と消耗品費、印刷費の組み替えということになります。

10ページの下段につきましては、先ほど説明いたしました中郷中学校の企業と連携したリサイクル活動ということで、予算を計上しているところです。

以上です。よろしくお願ひします。

○小西委員長

続いて文化財課長お願ひいたします。

○文化財課長

それでは、文化財課の補正予算の説明を申し上げます。

5ページが歳入、そして、11ページが歳出になっております。いずれも同額を受け入れさせて、同額を支出いたしますので、歳入のほうでご説明申し上げます。

お手元に資料がまいておるかと思ひます。事業名が、南屋舗跡発掘調査受託事業でございます。

これは地図のところでございます。ちょうど南別館の東側の道をずっと下っていきまして、姫城川を渡ってすぐ左側の土地になります。ちょうど国道10号線からお菓子屋のところから来ると、その九電の道の角のところということになります。これが3枚目以降、写真が載っていると思ひます。掛け軸の、都城島津家20代久茂公が隠居所として設置した南屋舗、屋敷のしきはこの字を使っております。これが掛け軸の右側に、久茂公の隠居所として南屋舗をつくっております。その屋敷の絵図が、こちらになります。この土地につきまして、民間の事業者が土地を購入いたしまして、今ある民家を壊しまして、また、2枚目でございますけれども、アパートを作るということでございました。このため、文化財課で試掘調査、事前の調査をいたしましたところ、柱の穴とか、そういう遺構、それから遺物が発見されましたので、発掘の必要ありということで、事業者と協議いたしまして、事業者の負担によります発掘調査を行うことといたしました。受託収入額が262万4千円、主なものは、発掘作業員の賃金、それから測量関係の委託料、重機等の使用料でございます。この262万4千円を歳入といたしまして、そのまま受け入れをいたします。その事業費になっております。

補足で説明いたしますと、久茂公の掛け軸にございます鉄砲、火縄銃ですけれども、これは、そのまま伝わっておりまして、島津邸のほうで今、収蔵しております。久茂公が非常に動物等の趣味が広い方で、オウムとか、そういう動物園的などころも南屋敷舗にはあったようでございます。その発掘調査でございます。

以上でございます。

○小西委員長

ありがとうございました。

それでは、今、2点合わせてご質問がありましたら、お願いいたします。

文化財課にお尋ねしたいと思います。

私、いつも同じようなことをお尋ねしているかもしれないのですが、こういう物件といいますか、土地を民間の方が購入されますが、そうすると、そこを遺跡があるのではないかという推測をして、まず、取りかかられるのですが、その基準みたいなものはどのようになっているのか、いつもわからないままお聞きしているような気がします。

○文化財課長

一応、遺跡の分布図というものができておりまして、その範囲というのは、赤い印をつけておりまして、その遺跡の名前も字をとって、何々遺跡ということにしております。一応それは公開しておりますので、ホームページ上でも見るができますし、文化財課に問い合わせいただければ範囲内か範囲外であるかというのを出しております。そしてまた、色々な開発行為、それから、建物建築の場合は、建築課に行かれますけれども、建築課のほうでは文化財の手続が必要な場合がありますということで、ペーパーをお渡しして、必要があれば文化財課に問い合わせをしてくださいという指導もしていただいております。その中で、不動産業者のほうが、慣れた不動産業者だとすぐうちのほうに来ていただいて、ここなのだというので、今回は、南屋舗というのがわかっておりますので、すぐ側に南屋舗跡という石碑も立っております。それで、試掘が必要ということで試掘をいたしました。

○小西委員長

そうしますと、民間の方がそこを購入されて、何かを作られる場合にも、事前にそのことを承知して取り掛かれるわけなのですね。

○文化財課長

そうですね。売買の時に、仲介に入った不動産のほうで、売買する予定なのだがということでみえますので、それを理解して購入されたということになります。

○小西委員長

わかりました。ありがとうございます。

だんだんわかってきた感じです。

ほかはいかがでしょう。

○島津委員

学校教育課なのですが、こちらの活動推進事業というのは、指定校となっておりますが、実際は、手挙げ方式というか、市内で何校か手を挙げて、それで、たまたま中郷中学校が、今回、1校しか手を挙げなかったのか。

○学校教育課長

一応、全体に公募をかけまして、希望があればということで投げたのですが、1回目は希望がなく、県のほうからまたどうでしょうか、都城市でということ。状況を色々、各学校の取り組み状況を見た時に、中郷中が普段からそういうキャリア教育に絡めてやっているの、正直なところどうですか



とこちらから投げかけてみたところでした。そしたら、やりますということでした。

○島津委員

平成27年度で1年間の指定間ということは、もう既に8月末で、これも県から来たのがかなり遅い段階で。

○学校教育課長

そうですね、話があったのが6月ぐらいで、6月の補正に間に合わなくて、9月の補正でOKであれば、10月からやっていくということです。

○小西委員長

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ただいまの議案第37号を決定させていただきます。

○小西委員長

そのまま引き続き、報告第68号と報告第69号を文化財課長よりお願いいたします。

○文化財課長

それでは、本日は2件ご報告を申し上げたいと思います。

初めに、報告第68号でございます。都城歴史資料館の臨時休館についてでございます。

これは、1年に1回実施しております史料等の燻蒸のために、臨時に休館するものでございます。

10月13日、火曜日から14日までの2日間作業を行います。13日は休館日になっておりますが、14日は開館日になっておりますので、14日を臨時休館とするものでございます。

この間は、危険な薬剤を使用いたしますので、資料館及び周辺区域にも立ち入り禁止となるものでございます。合わせまして、図書館に移している収蔵物の燻蒸も行いますけれども、図書館は12、13日両日とも図書館自体が休館日になっております。その期間を利用して行いたいと思っております。

68号は以上でございます。

次に、報告第69号 都城歴史資料館の文化の日の入館料の免除についてでございます。

毎年、11月1日から7日まで、教育文化週間として、全国の各施設等でこの週間にちなんで、様々な催しをやっております。文化財課のイベントといたしまして、この期間以外にほとんどやっておりまして、期間内のものがございません。一応、国のほうにも報告が必要になりますので、今回、初めてですけれども、3日のみではありますが、無料として、資料館に親しんでいただく機会として考えております。

以上2件、ご報告申し上げます。

○小西委員長

ありがとうございます。

この入館料が無料の11月3日というのは、広報などに何か載るのですか。

○文化財課長

これから広く周知したいと思っております。

○小西委員長

何かご質問はありませんか。よろしいでしょうか。

それでは、報告の2件を承認させていただきます。

○小西委員長

報告第66号を教育総務課長に説明をお願いします。

○教育総務課長

報告第66号専決処分した事務教育委員会名義後援についてご報告いたします。

7月21日から8月10日までに申請のありました13件の名義後援を承認しております。以上、ご報告申し上げます。

○小西委員長

名義後援についてお尋ねはありませんか。よろしいでしょうか。それでは報告第66号を承認させていただきます。

○小西委員長

報告第67号の説明をお願いいたします。

○学校教育課長

それでは、報告第67号につきましてです。

都城市いじめ防止条例の制定についてということで、このいじめ防止条例につきましては、6月の定例教育委員会でも付議して、決定をいただいたわけですが、庁議によりまして、別紙のとおり、内容が一部削除等を含め、変更になっておりますので、そのことの報告をということで、よろしくお願ひしたいと思います。

別紙の時系列比較表をご覧くださいと思いますが、一番左が6月5日のパブリックコメント後の庁議付議の内容で、今回、庁議で諸々指摘がありまして、削除、修正等をしたところが真ん中の段になります。赤字で示してあるところが変更になったところになります。

まず、第1条につきましては、保護者及びという文言がそこに加わって、保護者の責務を明確にしてということで、第7条でそれが出てきておりますので、保護者というのを入れたほうがいいのではないかと。

それから、第2条です。(1)通信手段及びという文言がそこに入っております。括弧内は、行為の手段について明記したものであります。それから(3)都城市教育委員会を言うというのは、削除されております。都城市内のみで効力があるということで、ここは前提になっているので。それから(9)重大事態につきましても、削除になっております。重大事態の定義については、第9条を削除を。後で出てきますが、第9条を削除いたしましたので、それについて、ここの説明も削除ということになります。

めくっていただいて、2番目になりますが、第3項、文言の追加をしております。心身または財産、その下の行が保護者、市民ということで、児童の生命と心身ともに財産も重要であるということで、それを挿入しております。保護者、市民につきましては、序列の入れ替えということで、7条が保護者、8条が市民ということですので、保護者を先に持ってきております。

続きまして、第6条第1項の(2)ですが、ここを削除しております。これは、国のいじめ防止対策推進法に定義してあるので、削除ということです。そして、第7条以下、保護者の責務等につきましては、最終文言を努めなければならないということで、統一しております。

次のページになります。第8条まで文言については、努めなければならないということで、統一させていただきました。そして、重大事態の対処ということで、第9条、それから、第10条、いわゆるいじめ防止対策専門家委員会、そして、第11条ですが、市のいじめ問題再調査委員会については、いじめ防止対策推進法あるいは都城市・三股町のいじめ防止対策専門家委員会共同設置規約、そして、都城市いじめ問題再調査委員会条例に既に定義してあるということで、これは削除させていただきます。

それから、第13条になりますが、個人情報の保護への配慮ということにつきましても、都城市個人情報保護条例に定義してあるということで、これも削除いたしております。

最後のページになります。附則につきましてですが、1番の施行期日ですが、平成27年10月1日からというところを、公布の日からと訂正しております。総務課の法制担当の指示ということです。そ

れから、経過措置につきましての文言を、第5条第3項の規定に基づいて定める、そして、最終的な文言を方針とすると変更しております。3、4につきましては、第10条、第11条を削除したことによりまして、ここも削除ということで、当初の6月に提案しましたものからすると、大分、多く、すっきりと言いますか、削って、大幅に削られたということになりますが、この9月議会に提案をしていきたいということで考えているところです。以上です。

○小西委員長

ありがとうございました。

お尋ねはありませんでしょうか。よろしいでしょうか。

○中原委員

今のいじめ防止条例の目的のところなのですが、保護者及びというところが、並びのところに市及びというのが追加されているようですが、赤文字になっていないのですけれども。

○学校教育課長

市並びにというのが市及びに。ありがとうございます。

○赤松委員

これは、法文専門の使い方、並びには及びのないところには出てこないという、何々及び、並びにというのが、どちらが先にくるかというのは、及びが先にくると、その後、並びがくるという法文書で決まっております。

○学校教育課長

そこは確認してみたいと思います。

○赤松委員

確か、そうなっていると思います。

○小西委員長

すみません、最後のページで、不勉強なのですが、公布の日というものは、10月1日なのですか。公布の日と変えられていますが、公布の日は具体的には10月1日なのでしょうか。

○学校教育課長

1日ではないと思います。

○教育部長

9月議会は10月5日までなのです。10月1日から考えると、議会の議決をして、議会の議決が終わった後、総務課のほうで公布の手続がありますから、その手続の日からが公布日となると思います。

○小西委員長

そうしますと、具体的な数字というのが入らないわけですね。決まっても、公布の日という形で表示するわけですね。

○教育部長

普通は、施行日がきちんとはつきりわかるものは明記するのですけれども、これについてはまだ施行の日が未確定な部分がありますので、こういった形になったと。

○小西委員長

わかりました。

ほかにはないでしょうか。よろしいでしょうか。

○教育長

条例の上に何月何日公布というのが入るのですか。条例に。

○教育部長

公布の日になりますと、その条例は何月何日という形になると。

○教育長

それを受けて公布の日と読めばいいということですか。

○教育部長

結果的にそういうふうになると思います。公布されてから。

○教育長

日付がそこに入って、その公布の日からという意味になるわけですね。

○教育部長

市長がサインをして、掲示して公布して初めて公布したことになります。

○教育長

公布日がどこに明記していないと、逆に言うと何日でも、いつでもいいかなともわからないので、条例そのものに公布日というのは明記されているわけですね。

○教育部長

そうですね。今度公布された日です。

○小西委員長

わかりました。

○教育部長

もしかしたら、早くなる可能性もあるということです。この条例案が9月中に可決されたら、すぐ手続に入れば、10月5日以前という可能性もありますので、そういった形でなると思います。

○小西委員長

わかりました。

ほかにありませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、報告第67号を承認させていただきます。

## 12 その他

○11月定例教育委員会日程について

日程 平成27年11月4日（水）14：00から

会場 図書館3階小会議室

○12月定例教育委員会日程について

日程 平成27年11月18日（水）13：30から

会場 南別館4階研修室

以上で、9月の定例教育委員会を終了いたします。